
つくはら湖展望台の賑わい創出の手法の検討を目的とした 移動販売車(キッチンカー)誘致の社会実験を実施します

1 概要

神戸市北区山田町の「つくはら湖展望台」は、つくはら湖（呑吐ダム：農林水産省所管）の湖面を一望することができ、多くの市民やライダー・ドライバーが訪れる憩いの場となっています。

このたび、展望台の賑わい創出の手法の検討を目的に、移動販売車（キッチンカー）誘致の社会実験を実施します。

2 出店予定期間

2024年5月11日（土曜）から6月2日（日曜）までの土曜・日曜（計8日間）のうち、出店希望者が希望する日

※午前9時30分から午後4時30分まで（前後各1時間の準備片付け時間含む。）

3 募集概要（出店数・販売品目・出店料）

- ・出店数：1日あたり上限3店舗まで
※応募多数の場合は当市にて出店調整を行います。
- ・販売品目：酒類を除く飲食物
※移動販売車による飲食物提供（調理営業・販売業）について、保健所の許可を得ているものに限りませす。
- ・出店料：社会実験のため使用料の徴収は行ないません。

4 募集スケジュール

- ・募集期間：2024年4月10日（水曜）～4月24日（水曜）
※募集期間を越えてのお申込みはできません。
- ・出店者の決定：2024年5月2日（木曜）に本市ホームページに掲載します。
※応募者には個別に決定連絡を行います。

5 その他

詳細な許可条件については、本市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a99375/tsukuharako.html>



つくはら湖展望台における移動販売車(キッチンカー)活用社会実験実施要項

1 公募の目的

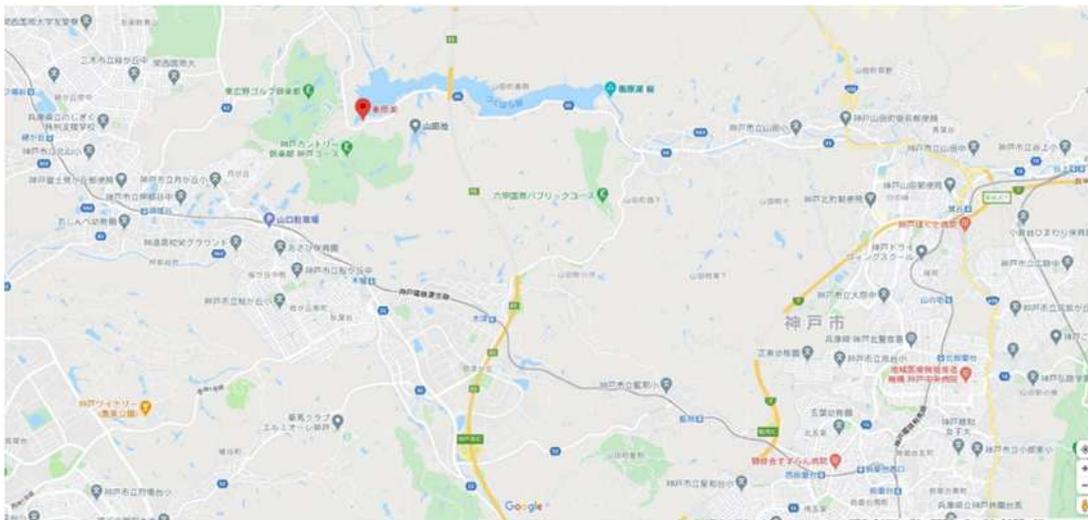
つくはら湖展望台利用者の利便性向上・展望台の賑わい創出の手法の検討を目的としています。

2 募集概要

つくはら湖展望台における移動販売車(キッチンカー)誘致の社会実験として、1日上限3店舗(台)募集します。応募の際は、事前に当展望台を下見し、利用状況等を把握してください。

(1) 出店場所

つくはら湖展望台(北区山田町衝原字桂上5-78・121番)



Google マップより

(2) 販売品目

酒類を除く飲食物【自動車関係の営業(調理営業・販売業)】で保健所より許可を得ているもの。

(3) 営業可能な期間および時間

令和6年5月11日(土) から 令和6年6月2日(日)までの土日祝 計8日間
午前9時30分から午後4時30分まで(前後各1時間の準備片付け時間含む。)

(4) 出店規模

- ・ 1店舗当たりの使用(許可)面積は、 $4\text{ m} \times 4\text{ m} = \text{約} 16\text{ m}^2$ 程度。
※キッチンカー設置場所: 駐車場 8 m^2 、テント、椅子等の設置個所: 緑地 8 m^2
- ・ 1日の出店上限店舗数を3店舗(台)とする。(出店枠: 8日間 \times 3店舗 = 24枠)
- ・ 出店場所は本市指定場所(下図のとおり)とする。



(5) 出店スケジュールの調整及び周知

- ・ 出店申請と同時に出店者に対し、出店希望日調査を行い、本市が調整を行った後、スケジュールを周知します。

※本市が行う調整とは、出店者の所在地、販売品目等を考慮した総合的な調整のことをいい、1日の出店上限数を超えた応募があった際についても、本市で厳正な抽選を行い決定します。

(6) 出店に際しての料金

- ・ 試験導入のため使用料の徴収は行ないません。

(7) 募集スケジュール

- ・ 募集期間：令和6年4月10日（水）～令和6年4月24日（水）

※募集期間を越えてのお申込みはできません。

- ・ 決定連絡：令和6年5月2日（木）本市ホームページ掲載し、応募者には個別連絡を行います。

3 応募者の資格要件

- (1) 募集要項の記載事項をお守りいただけること
- (2) 当日申込者本人が出店店舗で責任をもって販売すること。
- (3) 神戸市に事業所・住所等を有すること
- (4) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例を遵守すること。
- (5) 本市指定の誓約書を、申込書と同時に提出すること。
- (6) 本市以外の者から出店に関する金銭の要求を受けた場合は、これに応じず速やかに本市及び警察署に報告すること。
- (7) 暴力団を排除するため出店申込書兼従事者名簿等が関係機関に提出されることに同意すると。

4 許可条件等

(1) 許可方法

地方自治法第238条の4第7項の規定による許可

(2) 許可期間

「2 募集概要」の営業可能期間および時間とします。

(3) 許可対象面積

約 16 m²（指定する区画内のみとし、大型車両等は許可しません）

(4) 出店者の協力

市が実施する出店者向けのヒアリングに協力をお願いします。

(5) ごみの処理・現状回復

ア 出店者は、必ずごみ箱を移動販売車の直近に見やすく設置し、排出するごみは分別して適切に処分をお願いします。

イ 出店者は、移動販売車及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで展望台利用者が快適に過ごせるよう努めてください。

ウ 展望台管理者が清掃時に拾ったごみについても、ごみを発生させた出店者が特定できた場合は出店者側で処分してください。

エ 展望台内での汁物や油類の廃棄を厳禁とします。廃棄された場合は各諸費用（清掃費、原状回復費等）を請求しますので、出店者は会場施設を汚さぬよう十分に注意し、必要に応じて段ボールなどによる養生を必ず行ってください。

オ 出店に必要な機材、造作等全て出店者負担とし、終了後は原状回復してください。

(6) 火器の取り扱い

ア 火気器具（コンロ・ホットプレート等）を使用する場合は、業務用で新規格の消火器を1区画内で1本設置すること。なお、使用期限内であることを確認してください。当日、消防署の立入検査で違反があった場合、一時的に営業を中止して準備していただきます。

イ テント内にて使用する機器がある場合は、防災防火材を使用してください。

ウ ガスホースは、ガス漏れ事故を防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか使用前に点検してください。

エ プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないように鎖等で固定してください。また、火気とは2 m以上離して管理してください。

オ 火気使用時は不燃物でコンロを三方囲いしてください。

カ カセットコンロ使用時は、コンロ部分よりも大きな鍋・鉄板は使用しないでください。

キ 火災発生時は、まず初期消火・通報（119）・避難誘導等を迅速に行い、本市緊急連絡先にご連絡ください。

(7) 食品衛生について

ア 食品を取り扱う出店者は営業許可書（露店）の写しを出店書類に合わせて本市へ提出、または臨時営業届を衛生監視事務所に届け出てください。届け出がされていない団体は営業をお断りします。

イ 営業許可証の原本を必ず携帯し、コピーは社内の見える場所に掲示してください。

ウ 安全に実施していただくため、特に食品の取扱いを衛生的に行っていただきますようお願いいたします。また臨時に出店され食品を取扱う場合は、衛生を確保するため兵庫県食品衛生法基準条例に準じて下記準備物を必ずご用意ください。

- ・流水式の手洗い設備（コック付きポリタンク）
- ・温度計を備えた冷蔵設備
- ・手指の消毒設備
- ・不浸透性材料で作られた廃棄物容器（蓋付き）

エ 食品を取り扱う前には、必ずせっけんと消毒液で手を洗ってください。特に、消毒液ペーパータオルは各店で用意してください。

オ 用便後は、必ず十分に手を洗ってください。

カ 加熱調理するメニューにしてください。なお、加熱の際には十分に火を通してください。

キ 当日勤務するスタッフの体調を把握し体調の悪い人は、調理をしないようにしてください。

ク 食品を取り扱う人と、お金を扱う人は区別してください。区別できない場合は、お金を扱った後は必ず手を消毒してください。

ケ それぞれの食品・原材料に応じた保管をしてください。

コ 販売の際に消費者に、食品は持ち帰らずに、その場で喫食するように注意を促してください。

サ 食材は極力素手で触らず、温度管理に十分注意してください。

シ 使用食材のアレルギーマーク表示を掲示してください。

ス 営業日毎に販売品目のサンプル（検食用）を冷凍保存してください。

セ 車外での調理作業はしないでください。

ソ 食品についての取扱いは下記にお問合せください。

※生活衛生ダイヤル 電話：078-771-7497（平日8：45～17：30）

(8) 禁止事項

ア 出店中は大音量のBGM等の使用は禁止します。

イ 周囲に対して美観を損なう行為、粗野な言動をとる等風紀を乱す行為は禁止します。

ウ 拡声器、マイクなどによる宣伝は禁止します。

エ 出店資格の転売（申込者が当日不在の場合はこれにあたります。）は禁止します。

オ 許可内容とは関係のない広告等は禁止します。

カ 申請に虚偽があった場合や許可条件を守らない場合は、市は出店許可を取り消します。

(9) その他

ア 本市からのメール・電話での連絡が取れるようにしてください。

イ 出店が確定した日は必ず出店お願いします。雨天及びその他やむを得ない理由により、営業休止又は中止する場合、極端に営業時間が短くなる場合は、出店日の翌月曜日に、本市へメールで報告を行ってください。

ウ 出店日の翌月曜日に、来店者数及び売上金額をメールで報告してください。（任意様式）

- エ 出店による事故や苦情等のトラブルは出店者が迅速に対応してください。また発生したトラブル等については、その内容を出店日の翌月曜日に、本市にメールで報告を行ってください。
- オ 一般の方が自由に出入りする展望台なので、搬入搬出時は周りに十分注意し、ハザードランプをつけた状態で最徐行をお願いします。
- カ 騒音、臭気、排煙には十分に配慮し、他の利用者のご迷惑にならないようにお願いします。
- キ 展望台内には電気、水道、下水道がありませんので、必要に応じて発電機、水タンク、携帯トイレを、出店者にて用意してください。
- ク 各店の看板・メニューPOPなどは飛散・転倒対策を行うようにしてください。
- ケ 出店者は、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、出店者が一切の賠償の責を負うこととなります。
- コ 本実施要項に定めるもののほか、その他関連法令を遵守することをお願いいたします。

5 提出資料

(1) 応募資料

- ・事業概要書（様式問わず・チラシ、メニュー表でも可能）
- ・出店希望日調査表

(2) 提出資料（日程決定後、速やかに）

- ・行政財産使用許可申請書
- ・営業許可書の写し（保健所が発行したもの）
- ・食品衛生責任者の写し
- ・車検証の写し
- ・販売車写真画像（ナンバープレートが確認できること）
- ・運転免許証の写し
- ・出店に係る誓約書

(3) 1 出店者 1 申請とします。

(4) 提出方法

下記（5）問合せ先まで、持参または、郵送または、Email にて提出

（令和 6 年 4 月 24 日（水）必着）

(5) 提出・問合せ先

〒651-0087

神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 3 階

神戸市経済観光局農政計画課内 つくはら湖展望台移動販売車(キッチンカー)活用社会実験事務担当者行※直接持参される場合は、農政計画課までお越しく下さい。

受付時間は、午前 9 時～12 時、午後 1 時～ 5 時（土・日曜、祝日を除く）です。

E-mail : kyouseizone@office.city.kobe.lg.jp

出店希望日調査表

出店名 _____

販売品目 _____

※希望日に希望場所の番号を記入してください。(例:①、②、③)

5 月						
月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日
6 振替休日	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
5 月					6 月	
月	火	水	木	金	土	日
27	28	29	30	31	1	2